

諮問番号：平成30年度諮問第42号

答申番号：平成30年度答申第40号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、対象児童について、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当であると主張しているものと解される。

- (1) 療育手帳B判定を受けているが、IQ38でA判定との境目であると説明を受けている。
- (2) 入浴について、洗い残しがないか時々声をかけたり、見守る支援が必要である。洗面や衣服の着脱について、自分で行えるように練習しているため、日常生活において自分で衣服の着脱や整頓はできるが、一人で頭髪を整えたり、身なりを正したりすることは難しく、声かけ、見守りが必要である。
- (3) 家の中での落ち着いたいたいつもと変わらない状況であれば、問題行動は少ないが、楽しい気持ちが高ぶったときに周りの状況を考えずに衝動的に行動したり、興奮したり、周りを注意できずに動いてしまうなど落ち着けなくなることがあるので、家族や先生の声かけが必要である。
- (4) コミュニケーションについて、時系列で話すことが難しかったり、できないことやわからないことを「できる、知っている」と言ってしまうため、慣れない人とは特に会話になりにくく、困っても援助を求めることができないことがある。
- (5) お金の価値がわからないので、一人ではまだ買い物ができない。一度覚えた手順でも、時間が経つと忘れてしまうので、繰り返しの練習、声かけが必要である。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 前記1(1)については、認定基準にあるとおり、知的障害の認定に当たっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活の様々な場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断することとされている。
- (2) 前記1(2)については、本件診断書の「日常生活能力の程度」がすべて自立とされており、記載内容からは、日常生活にあたって援助が必要なもの又

は不適応な行動がみられるため日常生活への適応にあたって援助が必要なものであることを読み取ることはできない。

(3) 前記1(3)から(5)までについては、日常生活における見守りが一定程度必要なことは理解するが、日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動があるとまでは読み取ることができない。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 請求人は、対象児童について、前記第2の1(1)から(5)までに掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、請求人が主張する前記第2の1(1)に掲げる事情については、本件診断書に記載されている内容であって、原処分における嘱託医師の判断において考慮済みの事情であり、本件診断書に基づいて行われた原処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

また、前記第2の1(2)から(5)までに掲げる事情については、対象児童の日常生活能力の程度について「声かけ、見守り」が必要であるということとどまるものであり、これらの事情を考慮しても、対象児童について認定要領にいう2級の基準である「日常生活は極めて困難であるもの」に該当するとまではいえないから、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分は、本件診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われていることから、これを違法、不当とすることはできず、請求人の主張は採用することができない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成31年1月30日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月5日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、対象児童については、主な精神障害として「知的障害」を、合併症として「甲状腺機能低下症」を有するとされている。また、知的障害については、IQは38の「中度」で、高次脳機能障害及び学習障害があり、「1人では買い物はできない」と記載されており、発達障害関連症状としての「相互的な社会関係の質的障害」、「言語コミュニケーション」及び「限定した常同的で反復的な関心と行動」はいずれも「乏しい」とされ、精神症状については、「不安」と「思考障害」があり、その状態は「計算が難しく、不安が強く、かたまってしまう」との記載がある。他方、精神医学的総合判定は「中度」であり、「中等度の知的障害。会話になりにくく、慣れない状況でも援助を求めることも苦手。日常生活で援助が必要である」とされている。

しかしながら、問題行動及び習癖については該当する項目はなく、日常生活能力の程度については、食事、洗面、排泄、衣服及び入浴の項目はいずれも「自立」と、危険物の項目は「特定の物、場所はわかる」と、睡眠の項目は「時々不眠」とされ、さらに、要注意度も「随時一応の注意が必要」とされるにとどまっており、これらの記載からは、対象児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

以上のことから、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美